

## 未然防止

### いじめ防止等の基本認識

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立った毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、「早期発見・早期対応」のため学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身な指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で連携して取り組む。
- 学校、各家庭、寮、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ問題の解決後の継続的な指導支援。

### 再発防止

- 児童生徒の心を育てる。  
・生命尊重・人権尊重・思いやりの心
- 道徳教育等の充実を図る。
- 教師の心・技を磨く。
- 組織的対応力をつける。

## いじめ対応について（全体図）

### いじめとは…

当該児童生徒と一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### 校長

校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。

### 校内いじめ防止対策委員会

- <メンバー> 校長・教頭・教職員・保護者・里親・寮監・地域住民等  
 <内容> ・いじめ発見のための調査 ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等  
 ・関係機関との連携 ・いじめ防止の全体計画の策定（いじめ対策必携の活用）

### 職員会議

### 生徒指導委員会・学

### いじめへの気付き・把握

### 関係者への対応

共通理解  
連携協力

役割連携  
組織的対応

『十島村いじめ防止基本方針』平成29年10月版に基づく

### いじめを許さない学校づくり

- 誰にでも「分かる」授業、個に応じた「分からせる」授業づくりに専念し、児童生徒理解を深め、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日ごろから各家庭や寮、地域に公表し、保護者等や地域住民の理解と協力を得るよう努める
- いじめている児童生徒に対しては、徹底して構うとともに、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導を行う。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。
- いじめが解決したとみられる場合でも、気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守り、見届けていくことが必要である。
- いじめ問題を考える週間の充実

### 観察と情報の収集

- 日常的な観察、メモ日記の活用
- いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査の実施
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供 等

### 保護者・里親・寮

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

### いじめられている児童生徒

受容：辛さや悔しさを十分に受け止める。  
 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。  
 自信：良い点を認め、励まし、自信をもたす。  
 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。  
 成長：本人の自己理解を深め、自立への支援を行い、心理的ケアを十分に行う。

### 観衆・傍観者等

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。  
・具体的な事実に基づいて話し合う。  
「いじめは絶対に許されない行為」であることに気付かせる。
- 日頃から人権感覚を育む取組の充実を図る。
- 学年及び学校全体への指導を行う。

### いじめている児童生徒

確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。  
 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。  
 内省：いじめられた子どものつらさに気付かせる。  
 処遇：課題解決のための援助を行う。  
 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。心理的ケアを十分に行う。

### 保護者・里親・寮監

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者・里親・寮監の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

学校・各家庭・寮・地域社会・関係機関（相談機関・警察等）との連携・協力